

第3節 快適な都市環境の確保

大阪市ではこれまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善するなどの成果をあげており、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めることにしています。また、風・水・緑などの活用や本市の特性に応じた生物多様性地域戦略の策定などに取り組み、水都再生と自然共生社会をめざしていくことにしています。

1 都市環境の創造

(1) 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

平成29年4月現在993か所、952.8ha、市民1人あたりの公園面積3.52m²に至るまで公園整備を実施しました。

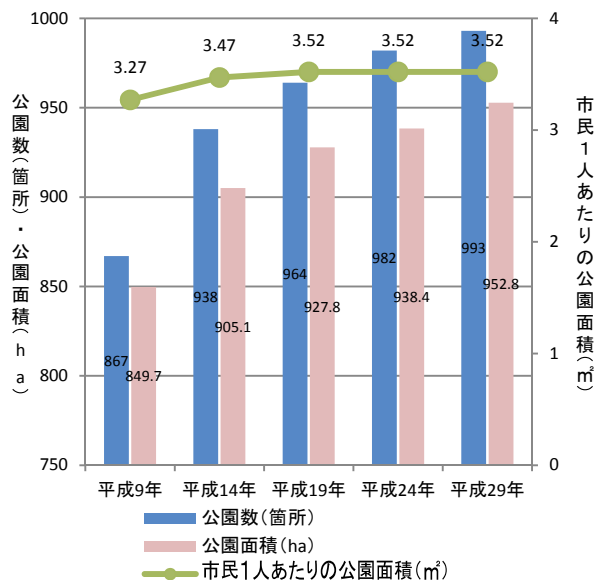
(2) 主な取組み

緑の保全や創出のほか、水辺空間の保全と創出、生物多様性の保全と持続可能な利用、まちの美化啓発などのため、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。

① 緑の保全と創出

緑の保全と創出に取り組んでいくための新たな仕組みとして平成28年4月1日に施行した「大阪みどりのまちづくり条例」に基づき、本市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、新・大阪市緑の基本計画により、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、正蓮寺川公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 公共空間の緑化推進

公園や道路、公共施設の緑化を推進し、市民協働により花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

ウ. 緑化ボランティアの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、緑化ボランティアの育成に取り組んでいます。

② 水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

ア. 河川周辺の親水空間の創造

淀川などにおける、公園緑地の創出、水辺環境づくりや、道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を創造しています。

道頓堀川



イ. 港湾地域の整備の促進

臨海部で、ウォーターフロントの特性を生かして、緑地や親水堤防等、多くの市民や港を訪れる人々が憩い、集える空間を整備しています。

コスモスクエア海浜緑地



ウ. 下水の高度処理水の活用

快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。

中浜下水処理場のせせらぎ



③ まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ、不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実に努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

ア. ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

イ. ノーポイモデルゾーン（ポイ捨て防止推進モデル地区）

「清潔保持推進区域（ノーポイモデルゾーン）」を全区に設定しています。

ウ. 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけています。

エ. 「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。

大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に、定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

オ. 「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の一斉清掃を毎年実施しています。平成23年度からは、大阪マラソンとタイアップし、「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」として、7日間にわたり実施しています。

カ. 清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

キ. ポイ捨て防止条例（正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）

市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

④ 路上喫煙対策事業

ア. 大阪市路上喫煙の防止に関する条例

大阪市では、平成 19 年 4 月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

イ. 路上喫煙禁止地区の指定

条例に基づき、平成 19 年度に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成 27 年 2 月からは都島区京橋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料 1,000 円）を

科しています。

過料件数：

御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺
(平成 19 年 10 月～平成 29 年 3 月) 63,220 件
都島区京橋地域
(平成 27 年 2 月～平成 29 年 3 月) 5,266 件

ウ. たばこ市民マナー向上エリア制度

平成 20 年度から大阪市全域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。(平成 28 年度末 69 団体)

⑤ いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成 26 年 3 月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、つながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という 3 つの多様性があるとされています。

① 生態系の多様性

干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林、湿原、大小の河川等、世界各地には様々な自然環境があって、その環境に適応した様々な生態系が形成されていることをいいます。

② 種の多様性

様々な種類の生き物が生息・生育していることをいいます。現在、地球上には知られているものだけで 175 万種、未知のものを含めると 3,000 万種もの生き物が存在していると考えられています。

③ 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持っているため、形や模様、生態等に多様な個性があることをいいます。

同じ種であっても、例えば、テントウムシは個体により色々な斑紋をもつこと、アサリの貝殻の模様は千差万別であること、ゲンジボタルは地域によって発光の周期が異なること等が挙げられます。

自然や生き物は、地球上の生命が生存する基盤となる酸素や土壌、水の循環を生み出すものであり、人類の生存にとって不可欠なものです。また、私たちのまちや暮らしは、食べ物や衣料、水などの恵みのほか、洪水の防止や気候の緩和、二酸化炭素の吸収など自然のおかげで保たれているバランス、自然や生き物との触れ合いから得られる楽しさや心の豊かさなど、自然や生き物から様々な恵みを受けることで成り立っています。

このように非常に大切な存在である自然や生き物が、人間の活動や地球環境の変化などによって減少し、生物多様性が危機に晒されることが懸念されています。

(2) 主な取組み

誰もが心豊かで快適な生活を送ることができる都市環境を創造し、将来へ引き継いでいくためには、身近にある大切な自然環境や生き物の存在を再認識し、守り、創り出し、活用していくとともに、周辺地域や世界とのつながりにも目を向け、広い視野をもって生物多様性の保全に取り組んでいきます。

① (仮称) 大阪市生物多様性戦略の策定

平成28年12月に大阪市環境審議会に「大阪市における生物多様性戦略のあり方について」諮問し、本市の特性に応じた生物多様性戦略の策定に取り組んでいます。

② 大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

大阪府内における生物多様性の保全のため、行政、研究機関、NPOなどの相互連携を図る組織として、平成24年3月に、大阪生物多様性保全ネットワークが設立され、大阪市も加入しています。ネットワークでは、府内の生き物の現況把握や、希少種及び保護すべき環境についての考察、普及啓発イベントの企画・運営、情報発信などの取組みを行っています。

③ 自然体験観察園での農事体験・講座

鶴見緑地内にある自然体験観察園の水田や田畑において、農事(田植え等)体験・講座を実施しています。



水田の様子(8月)

④ 生き物・植物調査の実施

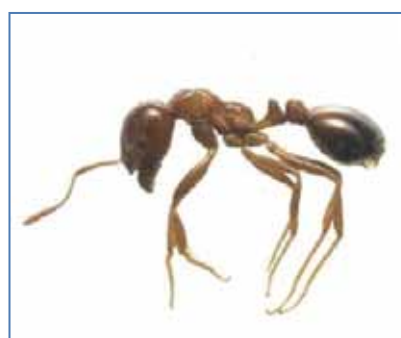
身近なところでの自然豊かな場所で生き物や植物を市民とともに発見していくため、生き物調査を実施しています。



生き物調査の様子

⑤ 外来生物の侵入・拡散防止

国が主催する近畿地方外来生物対策連絡会議に参加し、国や自治体が実施する外来生物の防除等に関する情報を共有しています。



ヒアリ